(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南魚沼市五日町字谷千田五八四番一三地内	前	二四・〇〇～二四・二〇メートル	〇・〇〇三キロメートル
	後	二四・〇〇～二五・五〇メートル	〇・〇〇三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月二十九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 路線名　供用開始の区間
(二) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所
(三) 供用開始の日　平成二十四年二月二十九日

○近畿地方整備局告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から二週間近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 指定する道路の部分

区間	幅員	延長
明石市魚住町清水字鳥喰下二四一六番一から同市魚住町清水字鳥喰下二四〇三番一まで	〇・〇〇～一・二六メートル	〇・〇五〇キロメートル
明石市魚住町清水字鳥池下二二七五番一三から同市魚住町清水字中岡二二九九番一七まで	〇・〇〇～四・三三メートル	〇・〇一五キロメートル

(四) 指定を解除する道路の部分

区間	幅員	延長
明石市魚住町清水字鳥喰下二四一七番一から同市魚住町清水字鳥喰下二四一六番一まで	五・九九～六・〇〇メートル	〇・〇三四キロメートル

(五) 指定及び解除する期日　平成二十四年二月二十九日

○近畿地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十四号及び百六十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
五條市五條一丁目二二二番五から同市本町二丁目六〇八番五まで	前	一八・六三～二五・七二メートル	〇・二一六キロメートル
	後	一八・六三～二五・七二メートル	〇・二二六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 路線名　供用開始の区間　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所
(二) 図面縦覧場所
(三) 供用開始の日　平成二十四年二月二十九日

○近畿地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日

近畿地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東広島市西条町上三永字五反縄一八六五番三地先官有無番地から同市西条町下三永字諏訪八七六番一まで	前	一三・〇〇～七三・〇〇メートル	二・二一二キロメートル
	後	二三・五〇～六五・八〇メートル	二・二一二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 路線名　供用開始の区間　中国地方整備局及び同局広島国道事務所
(二) 図面縦覧場所
(三) 供用開始の日　平成二十四年二月二十九日

○中国地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東広島市西条町上三永字中ノ坊一九七五番二地先官有無番地から同市西条町下三永字諏訪九二九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	前	九・五〇～一六・八二メートル	〇・二八五キロメートル
	後	一〇・九〇～二一・五四メートル	〇・二八五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○四国地方整備局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十二号及び三百十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
香川県仲多度郡まんのう町宮田字宮中七五八番一から同町宮田字宮中六八四番一まで	前	九・五〇～一六・八二メートル	〇・二八五キロメートル
	後	一〇・九〇～二一・五四メートル	〇・二八五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所